

第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項

1

(1) 基本的な考え方

本町における公共施設は、蔵王エコーラインをはじめ、遠刈田大橋（こけし橋）など雄大な自然景観への視点場や、蔵王連峰を背景に控えた高原風景や農村風景など人々の生業と一体となった本町らしい景観を望むことのできる視点場など、景観における「視点場」として非常に重要な役割を持っています。

また、蔵王連峰を水源とした松川をはじめとする河川や、まちのにぎわいを感じられる商店街の通りなど、地域の風景として馴染み、本町らしさを醸し出す重要な景観要素にもなります。

のことから、公共施設整備のあり様が周囲の景観に与える影響は大きく、景観上重要な要素となっていることを踏まえ、道路法に基づく道路や河川法に基づく河川、都市公園法に基づく都市公園などの公共施設のうち、特に良好な景観の形成に重要な役割を担っているものについては景観重要公共施設の指定を行い、それらの整備や占用に関する事項について定め、良好な景観形成を図ります。

2

3

4

5

6

7

(2) 景観重要公共施設の指定方針

本町では、道路法に基づく道路や河川法に基づく河川、都市公園法に基づく都市公園などの公共施設のうち、以下の要件のいずれかに該当するものを景観重要公共施設として指定できることとします。

指定にあたっては、その評価について有識者などの助言を受けるとともに、当該公共施設の管理者の同意を得た上で行うものとします。

なお、景観重要公共施設として指定された場合、管理者の適正な管理義務や現状変更に関する許可などが必要となります。

【要件】

- まちの骨格を成す道路・河川、公園など、都市構造をつくる重要な要素としての 公共施設
- 蔵王連峰をはじめとする山々や河川等の水辺など遠方への良好な視点場となっている 公共施設
- 景観資源へのアプローチ道路など、景観資源を引き立てるために重要な公共施設
- ランドマークやシンボルとして、広く町民に認識され、親しまれている公共施設
- 景観形成重点地区内にある主要な公共施設